

宮古市 地区復興まちづくり便り

第1号 平成23年10月15日発行

発行：宮古市都市整備部都市計画課

地区復興まちづくり便りの発行にあたって

宮古市においては、今回の震災により33地区が被災しており、この33地区の復興まちづくりに関しては、住民の皆様による「地区復興まちづくり計画」を決定していただき、宮古市が来年3月を目途として策定する復興計画（推進計画）に反映してまいります。

現在、「地区復興まちづくり計画」の検討方法や宮古市が検討のたたき台として作成した復興パターンをご説明するため、各地区で住民の皆様全員を対象とした地区復興まちづくりの会を9月6日から順次開催しております。

この「地区復興まちづくり便り」は、各地区で開催した地区復興まちづくりの会や今後開催される検討会等の検討状況の報告を行うとともに、報告内容に対するご意見を住民の皆様から広くいただくことを目的として発行してまいりますので、添付の意見記入用紙を利用していただき、多数のご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

なお、今回の掲載地区は、9月6日に開催した重茂北地区から9月29日開催の藤原地区までの16地区分となります。

地区復興まちづくりの会での配布資料については、紙面の関係上、掲載することができませんので、必要な方は、宮古市都市計画課のホームページ又は下記の配布場所から入手して下さるようご案内いたします。

また、検討会等の配布資料についても、準備ができ次第、宮古市のホームページで順次公開してまいります。

◆配布場所：市役所都市計画課、田老総合事務所、崎山・花輪・津軽石・重茂出張所、市立図書館、フラットピアみやこ、総合福祉センター、市民総合体育館フォーラム棟、グリーンピア三陸みやこホテル棟

宮古市都市計画課のホームページアドレス

<http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-1566-7342.html>

■■ 問い合わせ先 ■■

宮古市都市整備部都市計画課 計画担当

TEL：0193-68-9105

FAX：0193-63-9115

Eメール：toshi@city.miyako.iwate.jp

事務局：ランドブレイン株式会社

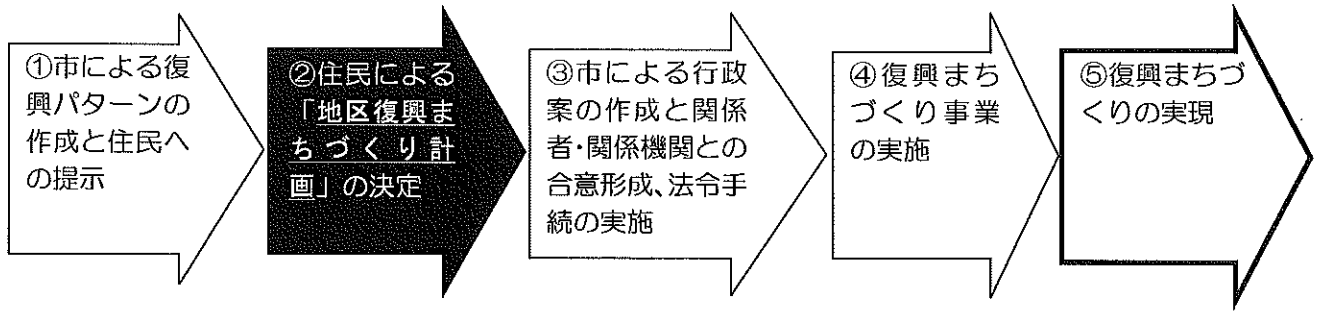
TEL：0193-77-3638

FAX：0193-77-3639

Eメール：miyako-fukkou@landbrains.co.jp

地区復興まちづくりの進め方

地区復興まちづくりは下記の順番で行われます。



現在は、①の段階に位置しており、これから②の「地区復興まちづくり計画」を作成し、再び深刻な被害をこうむることのない、安心して安全に暮らすことのできる『まち』をつくります。

住民の皆さんによる「地区復興まちづくり計画」の作成については、被災地区の状況に応じて、下記のとおり2種類の方法で行うことを、地区復興まちづくりの会でご説明しています。

.....

1. 全体協議型の地区（被災戸数40戸未満で復興パターンが1種類程度）

摂待、小港、松月、女遊戸、中ノ浜、宿、日出島、大沢、堀内、小堀内、太田浜、葉の木浜、小鯖沢、白浜、追切、浦の沢、鵜磯、荒巻、音部、重茂里、千鷲、石浜、川代（計23地区）

2. 検討会立ち上げ型の地区（被災戸数100戸以上で複数の復興パターンが想定）

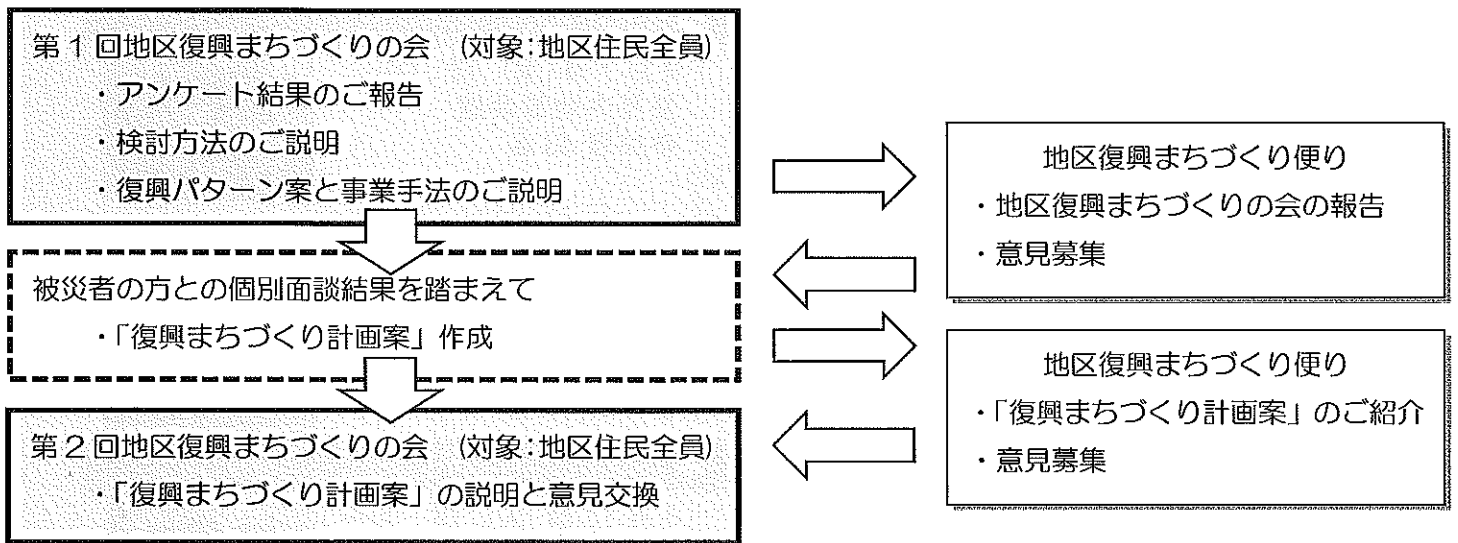
田老、鍬ヶ崎、愛宕・築地・光岸地、中心市街地、藤原、磯鷲、高浜、金浜、津軽石、赤前（釜ヶ沢含む）（計10地区）

地区復興まちづくりの会とは、右ページに示す通り、地区の全ての住民の皆様を対象にして開催いたします。第1回目では検討方法のご相談及び市が作成した復興パターンのご紹介を主たる目的として開催し、第2回目においては、全体協議型の地区では住民の皆様との協議に基づいた「地区復興まちづくり計画」を説明し、検討会立ち上げ型の地区では住民の皆様の検討結果に基づく「地区復興まちづくり計画」をご説明することを目的に開催します。

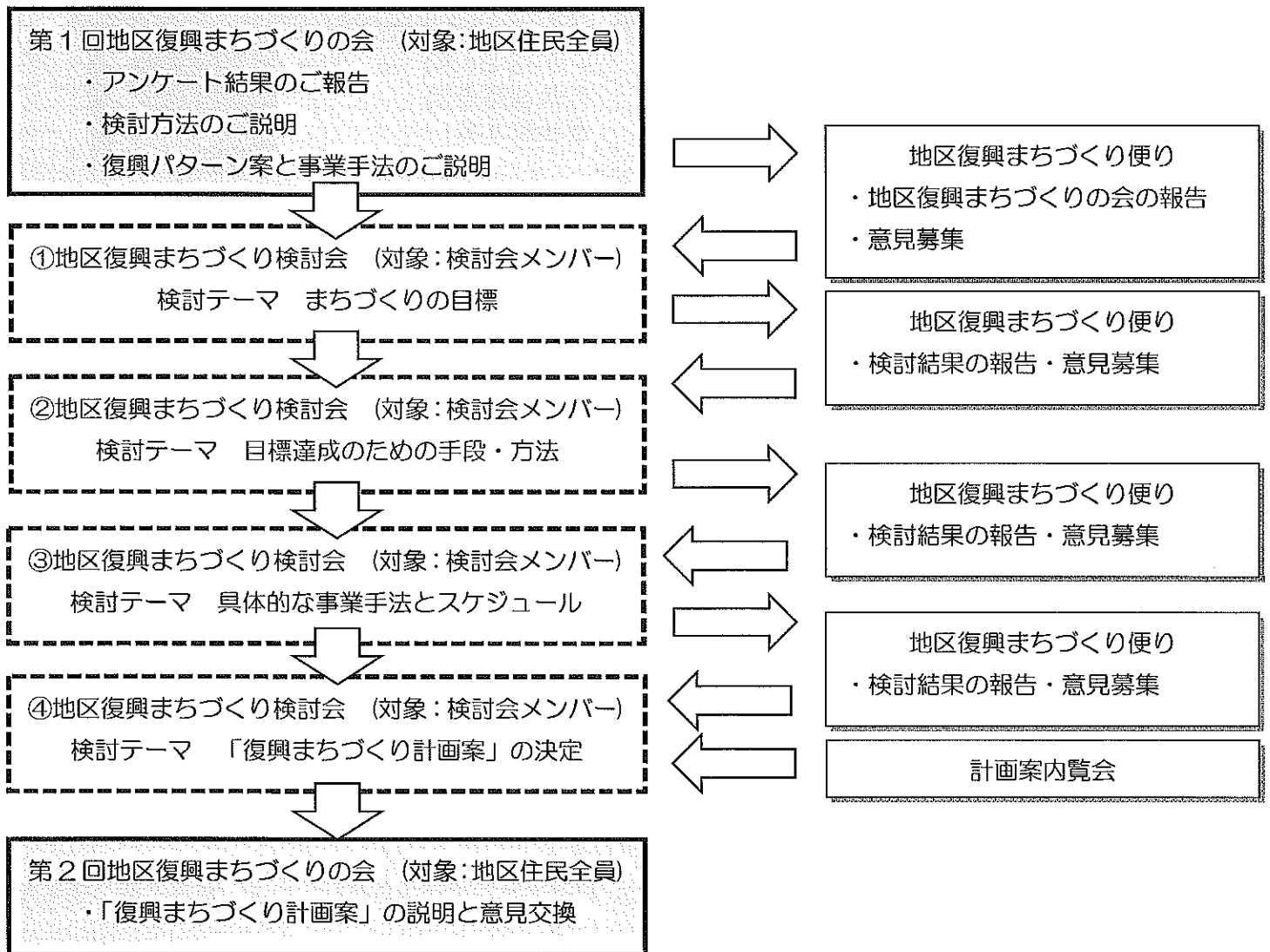
この間、「地区復興まちづくり計画」に住民の皆様のご意見を取り入れることを目的に、本紙「地区復興まちづくり便り」を適宜発行し、検討状況の報告を行うとともに、報告内容に対するご意見をいただくこととしています。

また、検討会を立ち上げた地区においては、「地区復興まちづくり計画」が概ねとりまとまった段階で、該当地区の集会所等に一定期間検討成果を掲示し、現地において計画内容の個別説明や、ご意見をいただく「計画案内覧会」を開催する予定です。

■全体協議型の地区



■検討会立ち上げ型の地区



全体協議型の地区の報告

・全体協議型の23地区を下記の13地区に再編し、地区復興まちづくりの会を開催しました。

●重茂北地区（追切・浦の沢・鶴磯・荒巻）

9月6日(火) 18:00～
重茂北地区公民館
参加者 25名



●音部地区

9月7日(水) 18:00～
笹見内地区会館
参加者 43名



●重茂里地区

9月8日(木) 18:00～
重茂漁協
参加者 42名



●重茂南地区（千鷲・石浜・川代）

9月9日(金) 18:00～
千鷲コミュニティ消防
センター
参加者 37名



●女遊戸・中ノ浜地区

9月12日(月) 18:00～
崎山仮設住宅談話室
参加者 16名



●宿地区

9月13日(火) 18:00～
崎山仮設住宅談話室
参加者 15名



●日出島地区

9月14日(水) 18:30～
崎山仮設住宅談話室
参加者 6名



●松月地区

9月15日(木) 10:00～
行政連絡員宅
参加者 6名



●堀内・小堀内・葉の木浜地区

9月17日(土) 10:00～
堀内地区センター
参加者 24名



●白浜・小鯖沢・太田浜地区

9月20日(火) 18:30～
ミニコミュニティセン
ター
参加者 26名



●撰待地区

9月21日(水) 18:00～
撰待地区生活改善センター
参加者 18名



●小港地区

被災者へ個別相談を実施

●大沢地区

被災者へ個別相談を実施

■決まったこと

- ・「高台への移転」を基本に復興まちづくりを検討していくこととなりました。
- ・事業制度の改正等の状況や移転候補地の情報などを踏まえながら、個別に具体的な意見交換を行い、それを取りまとめたうえで、第2回地区復興まちづくりの会に報告することとなりました。

◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方・復興パターン案

- ・住む場所は、津波の被害を受けない安全な場所に確保します。
- ・津波到来時も背後の高台への避難を円滑に行えるよう、避難場所や避難路を検証のうえ、必要に応じ強化充実を図ります。

■宮古市からのお願い

- ・高台移転の候補地について、地区の皆様からの情報提供をお願いします。

■みなさんからのご意見・ご提案

- ・自動車で避難することを想定した道路整備も併せて検討してほしい。
- ・高台移転に加えて公営住宅等への入居についても検討してほしい。
- ・個人的に移転、再建する場合の補助等を検討してほしい。

■主なご質問と回答

事業手法について	Q：集団で移転する場合、一つの地区だけでは補助要件を満たさない場合はどうするのか。	→	A：今回の震災を受けて、国でも採択要件の見直しを行っているところです。1 地区では厳しい場合でも、複数地区を併せて採択するなど、要件緩和するよう要望しています。
	Q：高台移転する場合、完了するまでに最長でどのぐらいの期間を要すると考えているか。	→	A：3～4 年以内での完了を目指しています。その間は仮設住宅の居住期限の延長なども要望していきます。
	Q：移転事業の前に、個人で土地を見つけて移転した場合の支援はあるのか。	→	A：移転事業での支援は受けられません。被災者生活再建支援制度や建築資金への融資制度が活用できます。
移転先について	Q：移転先の土地は借地が原則のようだが、将来にわたり借地なのか。	→	A：国でも制度の見直しを検討しているようですが、現行制度では、借地のままです。
	Q：移転先の土地の面積はどれぐらいになるのか。	→	A：防災集団移転促進事業の場合は最大で 100 坪までとなります。
従前地について	Q：移転する場合、従前の土地については、宮古市に買い取ってもらえるとのことだが、評価額はどうなるのか。	→	A：制度改正があるかもしれませんが、現時点では、買取時点の土地の状況から評価額が決まります。
	Q：引き続き漁業に従事するのは、倉庫や作業場などの関連施設を建てる必要があるが、土地を売却した場合でも建てられるのか。	→	A：土地を売却すれば、宮古市の所有となり、個人利用はできなくなります。また、漁業集落環境整備事業を導入した場合は、従前の土地の買取が必須条件となり、個人が自由に使えないというデメリットがあります。
	Q：非可住地と設定された土地に商店や事務所を建設したいが可能か。	→	A：商店や事務所、加工場などの人が住まない建物は建てることができます。人が住む住宅は建てられません。
既存住宅について	Q：少し水を被っただけで残っている家もあるが、非可住地に設定されるのか。	→	A：県の防潮堤の整備方針と津波シミュレーション（予測計算）結果により判断してまいります。
防潮堤について	Q：壊れた防潮堤は復旧されるのか。また、高さは今までどおり確保されるのか。	→	A：震災前の高さで復旧されます。
検討の進め方について	Q：事業を進める前に個別に事情を聞いてほしい。	→	A：個々の事情を聞かせていただきながら事業の方向性を検討したいと考えております。

検討会立ち上げ型の地区の報告

● 田老地区

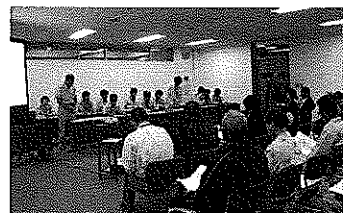
■ 9月22日(木) 19:00～
 櫻内地区集会施設
 参加者 27名



■ 9月23日(金) 19:00～
 グリーンピア三陸みやこ
 参加者 75名



■ 9月26日(月) 19:00～
 田老総合事務所
 参加者 23名



■ 決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。

◆ 宮古市が説明した内容

■ 復興まちづくりの考え方

- ・従前のコミュニティに配慮しながら災害に強いまちづくりを行います。
- ・住む場所は津波の被害を受けない安全な場所に確保します。
- ・三陸縦貫自動車道のインターチェンジの整備を活かした地域の魅力づくりを進めます。

■ 復興パターン案

○ パターン A-1

近傍の高台を住宅地として造成し、浸水区域の住宅が移転後、移転跡地を非可住地として用途制限を行い、産業用地等として活用。

住み慣れた地域での居住が継続できる反面、住宅地が分散してしまう。

○ パターン A-2

近傍の丘陵地を教育施設や利便施設が整ったニュータウンとして開発し、集団移転を行い、移転跡地は A-1 と同じ。

コミュニティが維持できる反面、住み慣れた地域から離れなければならない。

○ パターン B-1

国道から西側を面的に嵩上げし、現地で再建。その他の浸水区域の住宅は、近傍の高台に移転し、移転跡地は A-1 と同じ。

一部の住居が元の位置に再建できる反面、嵩上げに長期間を要してしまう。

○ パターン B-2

山側の堤防から西側すべてを面的に嵩上げし、現地で再建。その他の浸水区域の住宅及び移転跡地は A-1 と同じ。

B-1 に比して、現地再建が増える反面、事業期間が更に長期化してしまう。

■ みなさまからのご意見・ご提案

- ・市には、国や県などの関係機関と連携して進めてもらいたい。
- ・みんなの集まる会は、遠方の仮設住宅にいる人も出席できるように、昼間にも開催してはどうか。
- ・国道 45 号を防潮堤の高さと同じ高さにしてほしい。
- ・情報提供をする際は、わかりやすい表現が望ましい。

■ 主なご質問と回答

Q：検討会に若い人の意見も反映できるようにするのか。
 住民への情報の周知や意見提出の方法はどうか。

A：広報誌に併せて「まちづくり便り」をお届けし、若い人も含めて市民全体にお知らせします。また、「内覧会」や「まちづくりの会」も開催します。意見は総合事務所や都市計画課までお願いします。

Q：防潮堤の高さや形状をどのように考えているのか。

A：県が防潮堤の高さを検討中で、今後、情報を皆さんにもお知らせします。防潮堤は現在と同じ 2 重の形をとり、陸側の防潮堤を強化することを検討しています。

Q：高台移転や嵩上げはどれくらい時間がかかるのか。

A：高台移転には 3 年以上かかり、嵩上げをする場合には、さらに数年程度時間がかかると思われます。

Q：移転や嵩上げなど住民の意見が異なる場合はどうするのか。

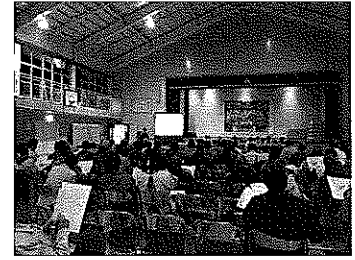
A：個別の対応は難しいので、ある程度のまとまりのある地区でまちづくりの方向を決めていただきたいと思います。

●津軽石地区

■ 9月27日(火)18:30～ 津軽石中学校 参加者 84名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こりうる最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域を高台等への移転による確保を検討するとともに、小さい区域は、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせます。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

近傍の高台を住宅地として造成し、浸水深が大きい区域の住宅が移転後、移転跡地を非可住地として用途制限を行い、産業用地等として活用。

津軽石川左岸の国道と鉄道に挟まれた区域の海側については、条件付き可住地として、構造制限により強固な建物を誘導。

移転対象戸数が最も多く、移転先の確保が課題。

○パターンB

Aに加えて、法の脇地域及び工業高校の周辺を面的に嵩上げし、現地再建を可能にすることで、移転対象戸数を削減。

嵩上げの高さによっては、事業期間の長期化がともなう恐れがある。

○パターンC

Aに加えて、法の脇地域のみを面的に嵩上げし、工業高校周辺は稲荷橋の延長上に防潮堤機能を持たせた市道を山裾まで整備し、この市道から南側を現地再建可能な可住地とすることで、最も現地再建が多いパターンとなっている。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・各集落での話し合いを進めるため、仮設住宅等へ移転している方の情報を提供してほしい。
- ・避難公園や避難ビルの場所や設備、支所等の公共施設の整備場所、車の避難道路と歩いて逃げる道路についても検討してほしい。
- ・各集落で話し合いをしてから意見を検討会に持ち寄ったりしてはどうか。
- ・津軽石川の右岸と左岸で分かれて検討するなど、柔軟に対応したほうがよい。

■主なご質問と回答

Q：2線堤兼用道路や地盤の嵩上げ高は、いくらを考えているのか。

A：津波シミュレーション結果をもとに、今後検討します。

Q：工業高校の周辺を嵩上げすることとなっているが、何年かかるのか。

A：明確に言えないが、3年+αと考えています。

Q：高台移転等の希望戸数のアンケート調査をいつ行うのか。

A：検討会でパターンが決まっていけないと聞けないと考えます。検討会の中でアンケート調査時期も検討します。

Q：非可住地内に現在住んでいる人は、強制的に移転することになるのか。

A：現時点では強制的に移転させることはできません。事業を行うのは皆さんがまとまってもらうことが前提です。反対者がいればできません。

Q：事業が長期化した場合、仮設住宅や民間賃貸の入居期間はどのようになるのか。

A：阪神淡路の際も仮設住宅に2年以上居住している方がいました。今回も入居期間が延長できるように要望します。民間賃貸も同様に要望します。

●藤原地区

■ 9月29日(木)19:00～ 藤原小学校 参加者78名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こりうる最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域を高台等への移転による確保を検討するとともに、小さい区域は、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせます。
- ・非可住地であっても安全に避難できるように避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

防潮堤の高さが現在より約2m高くなることを県が公表したことから、大部分の住宅地を現地再建が可能な可住地とするほか、今回の津波で特に被害が著しい部分のみ面的に嵩上げを行い、現地再建を可能とし、新たな非可住地を設けない。

また、避難に際し国道及び鉄道の横断に課題があることから、横断歩道橋の増設や鉄道下部を立体交差で横断できる道路の新設を行う。

○パターンB

Aに比してより安全性を高めるため、近傍の高台を住宅地として造成し、今回の津波で特に被害が著しい部分の住宅が移転後、移転跡地を非可住地として用途制限を行い、産業用地等として活用。

また、堤防に接する街区については、条件付き可住地として、構造制限により強固な建物を誘導し、地域全体の安全性を高める。

その他、避難路の充実についてはAと同じ。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・歩道橋は、高齢者や車椅子の方に配慮してスロープを設置したり、避難空間としても活用できるように通路を広くしてほしい。
- ・木材港に置かれている木材による二次災害も心配なので対策を考えてほしい。

■主なご質問と回答

Q：防潮堤の高さは何mか。

A：県の発表では海拔+10.4mとなっています。これにより明治三陸クラスの津波は防げると考えられます。

Q：JRの線路はどうなるのか。避難の際に線路を渡れないかもしれない。

A：線路の位置は現位置を想定しています。線路を横断する通路を設置し、通行できるようにします。

Q：地震による地盤沈下で、道路が冠水するようになったので対策してほしい。

A：市でも現状を把握するとともに、今後、検討会で話し合ってください。

Q：強制的に住めなくなるところもあるのか。

A：被害の大きかった住宅地は、現状では危険なため非可住地に設定し、住宅を建てられなくなることがあります。区域は今後検討いただきます。

Q：構造規制等条件付可住地の建物は誰が建てるのか。

A：個人で、強固な構造の建物を建てていただきます。なお、現状では補助制度はありません。